

○草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付要綱

平成15年3月31日

告示第96号

改正 平成18年3月31日告示第97号

平成21年3月31日告示第180号

平成24年3月30日告示第329号

平成24年6月7日告示第630号

平成27年3月31日告示第235号

平成28年7月15日告示第611号

平成30年3月1日告示第143-2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市におけるスポーツ及び文化の振興を図るため、スポーツ又は文化活動に係る大会へ参加する者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は本市に長年居住していた者のうち市長が特に必要と認めたもので、スポーツ又は文化活動に係る各種大会（市内小中学校の義務教育におけるスポーツ及び文化部活動に係る大会を除く。）に参加登録されている者、当該随行者となる者及び大会参加要項に明記されている者とする。

(平24告示630平30告示143-2・一部改正)

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、別表に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、原則として大会開催の1月前までに草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(平30告示143-2・一部改正)

(交付決定通知)

第5条 規則第8条第1項の規定による通知は、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(概算払)

第6条 市長は、事業の進捗を図るため必要があると認められるときは、補助金交付決定額のうち必要と認められる額で補助金の概算払をすることができる。

(平30告示143-2・一部改正)

(交付の請求)

第7条 補助金の交付の請求をしようとするときは、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、当該大会の終了後、速やかに草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(平28告示611・一部改正)

第9条 規則第14条の規定による通知は、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付額確定通知書(第5号様式)によるものとする。

(平30告示143-2・一部改正)

(決定の取消通知)

第10条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付決定取消通知書(第6号様式)によるものとする。

(補助金の見直し)

第11条 補助金は、平成32年度までに見直しを行うものとする。

(平21告示180・平24告示329・平27告示235・平30告示143-2・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(草加市スポーツ大会出場補助金交付要綱の廃止)

2 草加市スポーツ大会出場参加補助金交付要綱（昭和63年告示第93号）は、廃止する。

附 則（平成18年告示第97号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第180号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第329号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第630号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第235号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第611号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第142-3号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分			補助金交付額
ス ポ ー ツ 又 は 文 化 活 動	全国大会	激励費	1人につき 10,000円
	関東大会	激励費	1人につき 8,000円
	国際大会	市長が別に定めるところによる。	

備考

- 1 全国大会及び関東大会における補助金の交付額は、大会1件当たり15万円を上限とする。
- 2 文化活動に係る全国を対象とした大会で一定以上の成績を収めたときは、上表の全国大会に参加したものとみなす。その場合の交付の基準については、市長が別に定めるところによる。